

## 山口大学医学部附属病院医療人育成センタークリニカルスキルアップセンター利用要領

### (目的)

第1条 山口大学医学部附属病院医療人育成センター医療・ケア研修支援部門規則第8条に基づき、山口大学医学部附属病院クリニカルスキルアップセンター（以下「センター」という。）の利用に関する事項を定め、円滑な利用を図ることを目的とする。

### (利用の申請資格及び許可)

第2条 センターの利用の申請者は、山口大学医学部及び山口大学医学部附属病院の職員及び学生並びにその他病院長が必要と認めた者に限る。

2 利用の申請者は、所定の利用許可申請書（以下、「申請書」という。）を利用する日の原則1週間前までにセンター職員に提出し、許可を得ることを必要とする。（臨時の利用については、電話で連絡し確認を要する。）

3 学生が利用する場合は、指導担当教員または学生がセンター職員に申請書を提出することとする。

### (利用の日時)

第3条 センターの利用日時は、祝日及び特別休暇期間を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。

### (利用の場所)

第4条 センターの場所は、別図に示すA室、B室、C室及びCPR室とする。

### (利用の方法)

第5条 学生が利用する場合は、指導担当教員の指導下でなければならない。但し、目的が自己学習の場合は、センター職員在籍時に限り使用を認める。

2 利用を終了し、退室する場合は、センター職員に告げ、利用した機器の点検を受けなければならない。

3 利用の詳細については、本利用要領に定めるものの他は、山口大学医学部附属病院医療人育成センター医療・ケア研修支援部門会議で定める「利用の手引き」によることとする。

### (機器の貸出)

第6条 機器の貸出は、第2条第1項及び第3項に定めた者に限る。

(利用の責務)

第7条 利用者は、センター及び機器について破損又は紛失したときは、直ちにセンター職員に届けなければならない。

2 前項の破損又は紛失が故意又は重大な過失による場合は、利用者又は指導担当教員に損害の弁償の責務を負わせることができる。

(遵守事項)

第8条 使用目的以外の用途に使用しないこと。

2 申請した物品以外には触れないこと。

3 飲食しないこと。

4 使用時間を厳守すること。

5 センター職員の指示及び許可に従うこと。

附 則

1 この要領は、平成21年7月13日から施行する。

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

この要領は、平成26年5月15日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年10月19日から施行する。

この要領は、令和6年6月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。